石川県の一部の地域及び富山県に納税地がある法人の皆様への 申告のお知らせ等の発送再開に係るお知らせについて

この度の令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

本災害により、下表の石川県の一部の地域及び富山県に納税地がある法人の皆様につきましては、令和6年1月1日から令和6年7月30日までに期限が到来する国税の申告・納付等の期限が、令和6年7月31日(水)となりました。

これに伴い、発送を見合わせておりました予定(中間)申告に係る申告のお知らせ等(予定(中間)申告に係る申告のお知らせ及び予定(中間)申告書)につきましては、既に申告がお済みの法人の皆様を除き、発送を再開させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

また、e-Tax で申告されている法人の皆様への「申告のお知らせ」につきましても、 同様にメッセージボックスへの格納を再開させていただくこととなりましたので、お 知らせいたします。

(注) 確定申告に係る申告のお知らせについては、令和6年4月以降、下表の地域に納税地のある皆様に対して、発送(メッセージボックスへの格納)を再開させていただいているところ、申告のお知らせに記載されている中間申告分の税額が空欄となっている場合には、実際に申告又は納付いただいた中間申告分の税額を合計して、確定申告書に記載いただくようお願いいたします。

なお、既に申告書等を提出されたにもかかわらず、申告のお知らせ等がお手元に届 く等、行き違いがあった場合には、何卒御容赦いただきますようお願いいたします。

○石川県の一部の地域及び富山県

都道府県名	地 域	(参考)管轄税務署
石 川 県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほ	
	く市、白山市、能美市、野々市市、能美	金沢署、七尾署、
	郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、	小松署、松任署
	羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町	
富山県	富山県	富山署、高岡署、 魚津署、砺波署

● 七尾署管内の指定地域(七尾市及び羽咋郡志賀町)に納税地がある法人の皆様へ 七尾署管内の指定地域に納税地がある法人の皆様につきましては、引き続き、国 税通則法第 11 条の規定に基づき、国税に関する申告・納付等の期限が延長されて います。

これに伴い、指定地域に納税地がある法人の皆様に対して、申告のお知らせ等の 発送(メッセージボックスへの格納)を見合わせていたところ、これまで多数の方々 から、法人税や消費税の申告に必要な情報の提供について要望をいただいた状況に ありました。

そのため、上記の指定地域に納税地がある法人の皆様には、令和6年4月以降、確定申告に係る申告のお知らせ等の発送(メッセージボックスへの格納)を再開させていただいておりますが、これによって皆様に早期の申告を求めるものではありません。申告等については、状況が落ち着きましたら、ご対応いただくようお願いいたします。

おって、申告のお知らせには、決算月に応じた期限延長前の提出期限・納期限が 記載されておりますが、現時点において指定地域に納税地のある皆様はこれらの期 限が延長されております。

ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署までお問い合わせください。